

目次

■ 1 制度共通

Q1-1 補助対象事業費とは？	3
Q1-2 国や他の自治体の補助金との併用は可能ですか？	3
Q1-3 申請者の住所（本社所在地）が都外にあるのですが、申請は可能ですか？	3
Q1-4 スプリンクラー設備等とは具体的にはどのような設備ですか？	3
Q1-5 スプリンクラー設備等を設置すれば、内装制限の規定を適用しないで済むのですか？	3
Q1-6 主要構造部に木材を使用していない部分の内装を、木質化するために設置するスプリンクラー設備等は補助対象となりますか？	4
Q1-7 建築基準法を除く他の法令等により、スプリンクラー設備等の設置が義務付けられている部分がある建築物の場合、その他の部分の構造木質化のために設置するスプリンクラー設備等を補助対象として申請する場合の補助対象事業費は、どのように考えたらいいですか？	4
Q1-8 将来、木質化をするために、あらかじめスプリンクラー設備等を設置して、内装制限の規定を適用しない部分を設ける場合は、補助対象となりますか？	4
Q1-9 スプリンクラー設備等に接続する信号線や電気工事などは、補助対象となりますか？	4
Q1-10 スプリンクラー設備等の工事が着工前であれば、補助金の申請・交付決定を受けられますか？	5
Q1-11 完了とはスプリンクラー設備等の工事完了のことを指しますか、それとも建築工事の竣工を指しますか？	5
Q1-12 複数の建築物を同時に申請する場合には別々の申請となりますか？	5
Q1-13 仮設建築物など短期で解体予定の建築物についても申請対象となりますか？	5
Q1-14 補助対象者である建築主に対して何か制限はありますか？	5

■ 2 補助対象事業について

Q2-1 補助上限額はありますか？	6
Q2-2 年度をまたぐ場合は補助対象となりますか？	6
Q2-3 国産木材であることは、どのように確認しますか？	6
Q2-4 PRへの協力とは、どのような内容ですか？	6
Q2-5 木造や混構造部分がない建築物で、木質化のみでの申請はできますか？	6
Q2-6 木材使用量の条件はありますか？また、外材を使用することはできないのですか？	6
Q2-7 交付決定後、建築計画がなくなった場合は、どのような手続を行えばよいですか？	6

■ 3 申請方法等について

Q3-1 交付申請書の提出先と提出方法は？	7
Q3-2 交付申請書提出から交付決定までの所要期間は？	7
Q3-3 郵送した申請書類が届いたかどうかの連絡はいただけますか？	7
Q3-4 申請した案件の審査状況について教えていただけますか？	7
Q3-5 交付決定等のお知らせはいただけますか？	7

■ 1 制度共通

Q1-1 補助対象事業費とは？

A 補助対象事業費とは、本補助金の算定対象となるスプリンクラー設備等の費用及び設置に要する工事費を指します。

例：スプリンクラー設備等の費用及び設置に要する工事費に補助率（2分の1）を乗じた金額が、申請者にお支払いする補助額となります。

Q1-2 国や他の自治体の補助金との併用は可能ですか？

A 補助対象事業費について、本補助金以外に以下の補助金を重複して受けることはできません。

(1)都から交付される補助金

例：中・大規模建築物の木造木質化支援事業（東京都産業労働局）等

(2)区市町村から交付される補助金等で原資に都費を含むもの※

※都費・国費を含むかは、区市町村の当該補助金の窓口にてご確認ください。

上記のような補助金を合わせて利用する場合は、補助対象事業費を明確に切り分け、重複することがないようにしてください。

Q1-3 申請者の住所（本社所在地）が都外にあるのですが、申請は可能ですか？

A 都内に建築予定の建築物であれば、申請者の住所（本社所在地）に関係なく申請は可能です。

Q1-4 スプリンクラー設備等とは具体的にはどのような設備ですか？

A スプリンクラー設備等とは、令和2年3月6日国土交通省告示第251号第2号の口に定めるスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものをいいます。

Q1-5 スプリンクラー設備等を設置すれば、内装制限の規定を適用しないで済むのですか？

A 本事業における内装制限の規定を適用しない部分とは、建築基準法施行令第128条の5第7項の規定に基づき、火災が発生した場合に避難に支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、令和2年3月6日国土交通省告示第251号第4号において、スプリンクラー設備等及び建築基準法施行令第126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた建築物の部分指します。

したがって、スプリンクラー設備等と合わせて排煙設備の設置が必要です。

なお、排煙設備は本補助金の対象外です。

Q1-6 主要構造部に木材を使用していない部分の内装を、木質化するために設置するスプリンクラー設備等は補助対象となりますか？

A 主要構造部に木材を使用していない部分についても、主要構造部に木材を使用している部分と一体的に整備され、かつ、スプリンクラー設備等の設置により内装制限の規定を適用しないことで内装の木質化を図る部分は補助対象となります。

また、交付対象事業の要件でもあるスプリンクラー設備等を設置することにより、構造木質化が可能となる床面積の算定にあたっては、同様です。

Q1-7 建築基準法を除く他の法令等により、スプリンクラー設備等の設置が義務付けられている部分がある建築物の場合、義務付けられていない部分の構造木質化のために設置するスプリンクラー設備等を補助対象として申請する場合の補助対象事業費は、どのように考えたいですか？

A スプリンクラー設備等が補助対象となる部分と補助対象とならない部分で明確に分けられている場合は、補助対象となる部分のスプリンクラー設備等の費用及び設置に要する工事費が補助対象事業費となります。

タンク・ポンプ・配管など、補助対象となる部分と補助対象とならない部分で共有する場合は、スプリンクラー設備等の費用及び設置に要する工事費の総額を、補助対象となる部分と補助対象とならない部分の面積で按分してください。

また、このことについて、内訳書及び図面等で確認できるようにして、申請してください。

Q1-8 将来、木質化をするために、あらかじめスプリンクラー設備等を設置して、内装制限の規定を適用しない部分を設ける場合は、補助対象となりますか？

A 現時点で木質化を行わない場合は、補助対象となりません。

Q1-9 スプリンクラー設備等に接続する信号線や電気工事などは、補助対象となりますか？

A スプリンクラー設備等の設置のために必要な付帯設備等は補助対象となります。

また、スリーブ、区画貫通処理、タンク等の設置に係る架台や基礎なども、スプリンクラー設備等の設置のために設けるものは対象となります。費用等を他の工事と明確に切り分けて内訳書等を作成するとともに、図面等でそれが確認できるようにして申請してください。

Q1-10 スプリンクラー設備等の工事が着工前であれば、補助金の申請・交付決定を受けられますか？

A 着工ではなく補助対象事業を契約した日で判断します。交付決定通知日以前に契約を行った場合、補助金を交付できません。そのため、補助対象となるスプリンクラー設備等の費用とそれらの設置に要する工事費を含む、交付対象事業（建築物の建築工事）の契約前に交付決定を受けてください。

Q1-11 完了とはスプリンクラー設備等の工事完了のことを指しますか、それとも建築工事の竣工を指しますか？

A 交付対象事業（建築物の建築工事）が完了したことを指します。

Q1-12 複数の建築物を同時に申請する場合には別々の申請となりますか？

A 申請は建築物ごとに行ってください。交付対象事業の要件である床面積やスプリンクラー設備等を設置することにより構造木質化が可能となる床面積についても、建築物ごとで判断します。

Q1-13 仮設建築物など短期で解体予定の建築物についても補助対象となりますか？

A 短期で解体予定のある建築物は補助対象とはなりません。

Q1-14 補助対象者である建築主に対して何か制限はありますか？

A 他の要件等に適合していれば、補助対象者となりますが、個別には申請先までお問い合わせください。

■ 2 補助対象事業について

Q2-1 補助上限額はありますか？

A 補助上限額は、1つの建築物につき2,625万円です。

Q2-2 年度をまたぐ場合は補助対象となりますか？

A 年度をまたぐ場合も補助対象になります。その場合は、初年度の補助金交付申請時に、一括設計審査（全体設計）申請を合わせて行ってください。一括設計審査（全体設計）申請については、募集要項P10をご参照ください。

Q2-3 国産木材であることは、どのように確認しますか？

A 交付申請時は、構造木質化の計画概要が分かる書類や設計図等で、国産木材にて構造木質化を図る事業であることをご説明ください。

また、完了報告時は、使用した箇所毎に、出荷証明書等をご提出いただきます。

Q2-4 PRへの協力とは、どのような内容ですか？

A 本補助金交付事業を通じて、建築物の構造木質化に取り組む事業者の裾野を広げるため、構造木質化された空間の魅力や大臣認定の取得に係る技術（財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのない範囲に限る）の普及啓発へのご協力をお願いします。

具体的には、補助対象建築物内のプレート等の設置、建築物の見学会の実施及び構造木質化の普及に関する技術資料等の提供などを想定しています。

Q2-5 木造や混構造部分がない建築物で、木質化のみでの申請はできますか？

A 木質化のみでの建築物の計画は補助対象とはなりません。補助対象となる建築物は、国産木材を使用して構造木質化を図るものとなります。

Q2-6 木材使用量の条件はありますか？また、外材を使用することはできますか？

A 木材使用量の条件はございません。また、外材を使用する場合は本補助の対象外となります。

Q2-7 交付決定後、建築計画がなくなった場合は、どのような手続を行えばよいですか？

A 建築計画がなくなるなど、事業実施が不可となった場合は、中止・廃止申請書（第14号様式）を提出してください。

■ 3 申請方法等について

Q3-1 交付申請書の提出先と提出方法は？

A 下記まで持参又は郵送でご提出ください。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第2本庁舎 3階南側

東京都都市整備局市街地建築部 建築企画課 建築物省エネ担当

TEL 03-5320-5031

受付方法に関する留意事項は募集要領P8の3.1.3をご確認ください。

Q3-2 交付申請書提出から交付決定までの所要期間は？

A 概ね1か月程度を目安にしてください。ただし、申請内容に不備等がある場合や申請が集中している時期は、より期間を要する場合があります。

Q3-3 郵送した申請書類が届いたかどうかの連絡はいただけますか？

A 連絡は致しません。申請者の責任において、簡易書留等の記録が残る方法で郵送してください。

Q3-4 申請した案件の審査状況について教えていただけますか？

A 審査の進捗状況等についての回答は致しません。

Q3-5 交付決定等のお知らせはいただけますか？

A 交付決定通知書等を申請者（申請者から手続代行者に受領を委任されている場合は手続代行者）へ郵送します。メール、電話等で別途連絡することは致しません。